

## 介護事業経営実態調査の実施について

介護報酬は指定居宅サービス、指定施設サービス等に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとしている。このため、次期介護報酬改定に伴う基礎的な資料を得るため、平成16年9月中における居宅サービス事業所、介護保険施設等の収支の状況等について、対象事業所の1/20程度を抽出し「介護事業経営概況調査」を実施しているところである。

また、平成17年4月には、更に精緻な調査結果を得るために居宅サービス事業所、介護保険施設等の対象事業所の抽出率を1/3程度に高めた「介護事業経営実態調査」を実施することとしているので了知されたい。

なお、調査に当たっては、直接、事業者に対する往復郵送方式で行う予定である。

